

住民税均等割のみ課税世帯への 給付金（10万円）のご案内

-住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応重点支援金-

給付金額

1世帯あたり10万円

支給時期

令和6年3月中旬から順次支給予定

対象世帯

令和5年12月1日時点で久慈市に住民登録があって、
世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税で、
うち少なくとも一人が住民税均等割が課税されている^(※)世帯

※ 住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯を除く

手続き

確認書 が届いた世帯

- 必要事項を記入し、必要な添付書類と併せて同封の返信用封筒で返送してください。
- 確認書の提出期限：令和6年5月31日（金）

申請書 の提出が必要な世帯（対象と思われるが、確認書が届かない世帯）

（例：令和5年1月2日以降に久慈市に転入した方がいる世帯、令和5年12月1日以降に税の修正申告を行い、住民税均等割のみ課税世帯となった世帯）

- 申請書の提出が必要です。必要事項を記入し、必要な添付書類と併せて社会福祉課に提出してください。（申請書は社会福祉課窓口か市のホームページで入手できます。）
- 申請書の提出期限：令和6年5月31日（金）

「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」にご注意を！

自宅や職場などに、久慈市や国・県職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



久慈市社会福祉課 10万円給付金窓口

TEL 0194-52-2119

受付時間 平日9:00~17:00